

職員手当の月額（扶養手当、住居手当、通勤手当）

区分	内 容	
扶養手当	配偶者	13,500円
	配偶者以外の2人目まで（1人につき）	6,000円
	（配偶者がいない場合、1人目は11,000円）	
	その他（1人につき）	5,000円
	満16歳から22歳までの子の加算	5,000円
住居手当	借家の場合（家賃の額が12,000円を超える場合に限る） 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	
	自宅の場合	2,500円（取得後5年間）
通勤手当	（通勤距離が2km以上の職員に限る）	
	交通機関利用限度額	55,000円
	交通用具使用限度額	24,500円

特殊勤務手当の状況（15年度普通会計決算）

職員全体に占める支給対象職員の割合	29.0%
支給対象職員1人当たり支給年額	12千円
手当の種類	賦課徴収手当、社会福祉手当など 27種類

時間外勤務手当（15年度普通会計決算）

支給総額	職員1人あたり支給年額
72,326千円	144千円

期末・勤勉手当（平成16年4月1日現在）

支給割合は、国と同率です。また、国と同じく職制上の段階、職務の級により加算措置を設けています。

	期 末 手 当	勤 勉 手 当
6 月 期	1.40力月分	0.7力月分
12 月 期	1.60力月分	0.7力月分
計	3.00力月分	1.40力月分

退職手当

退職手当は、退職したときの給料の月額に、退職事由及び勤続年数による支給割合を乗じた額が、市の加入している秋田県市町村総合事務組合から支給されます。なお、支給割合は、その組合の条例に基づいていますが、平成16年4月1日現在において下記のとおりで、国と同率です。

	自 己 都 合	定 年 等
最 高 限 度	60.0力月分	60.99力月分
勤 続 20 年	21.0力月分	28.0875力月分
勤 続 30 年	41.25力月分	52.965力月分
勤 続 35 年	47.5力月分	60.99力月分
1人あたりの平均支給額（15年度）	16,389千円	26,388千円

定員の状況（各年4月1日現在）

区 分	職員数(人)			対 前 年 比 較		
	平成14年	15年	16年	増減数	主 な 理 由	
一 般 行 政 部 門	議会	8	7	7		
	総務企画	125	125	125		
	税務	31	31	30	1	事務量の減少による減員
	民生	73	71	70	1	年金事務の縮小による減員
	衛生	28	28	26	2	退職不補充 事務内容見直しにより減員
	農林水産	28	28	27	1	事務内容見直しにより減員
	商工	17	18	18		
	土木	48	48	48		
	小計	358	356	351	5	
	教育行政部門	125	121	118	3	退職不補充
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	400	394	384	10	退職不補充
	水道	33	32	32		
	下水道	14	13	13		
	その他	27	28	27	1	事務の電算化により 介護保険担当を減員
	小計	474	467	456	11	
合 計	957	944	925	19		

定員適正化計画

「定員適正化計画」とは、市が市民から求められている行政サービスの質を低下させることなく、効率的な行政運営を行い、定員の適正化に努めるため推進している計画です。対象となるのは一般行政部門の職員で、別表『定員の状況』の一般行政部門小計欄が実職員数となります。計画の具体的な施策としては、施設管理業務の委託化、職員の能力向上、業務内容の見直しなどによる組織機構の改善などにより、職員数の適正化を図っていくものです。平成7年度から実施された計画は、次の表のとおり進行状況となっています。

平成18年度以降の計画は、1市2町合併後の平成17年度中に策定する予定です。

これまでの減員数

年 度	7～12	13	14	15	16
計画減員数(人)	13	6	3	1	1
実減員数(人)	44	6	7	2	5
職員数(人)	(H7.4) 415	365	358	356	351

減員の主な要因

職員数の減員の主な要因は、平成9年度から清掃業務等を「大館周辺広域市町村圏組合」で管理したことや、平成10年度に養護老人ホームの管理運営を「大館市社会福祉事業団」に委託したこと、また庁内の電算化の推進及び業務内容の見直しによる機構改正で職員の配置転換と退職不補充を実施したことが主な要因として挙げられます。これらにより16年度当初までに一般行政部門の職員は、平成7年度当初と比較して広域派遣職員17人を除くと実質47人減ったこととなります。今後も合併などを考慮しながら、効率的な組織となるよう改善に努めます。